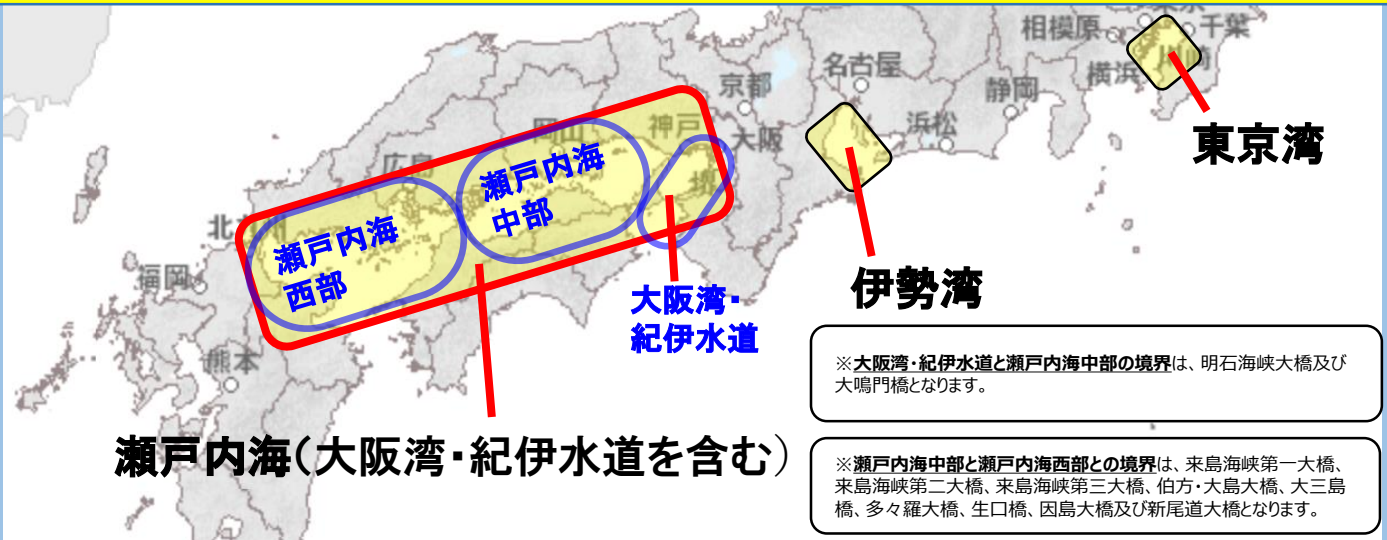


台風等の異常な気象・海象が予想される場合等における
走錨等に起因する事故防止に万全を期すため

湾外避難等の勧告・命令に関する制度等が創設されます

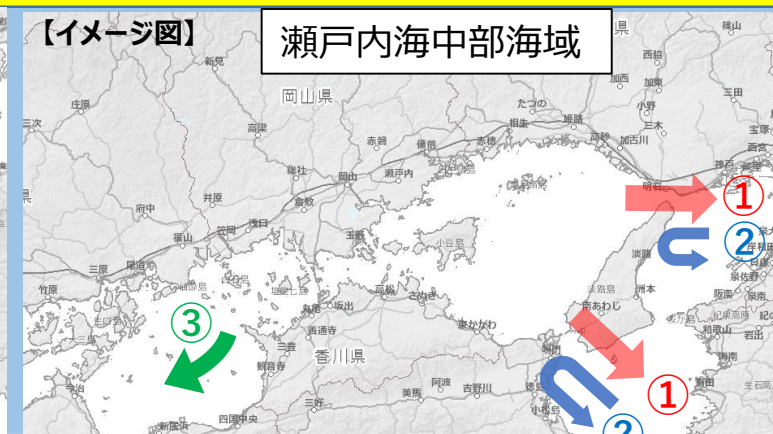
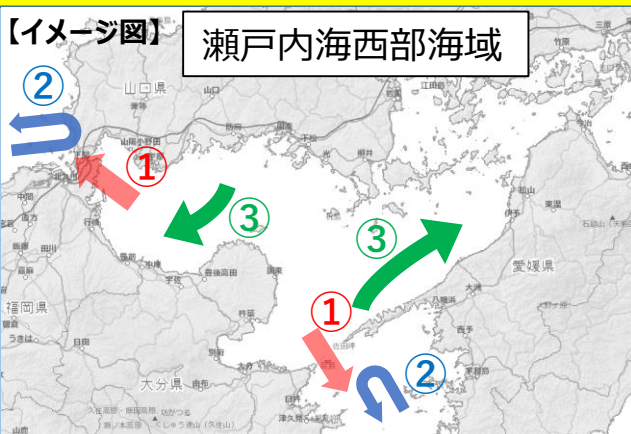
「海上交通安全法等の一部を改正する法律」について
令和3年7月1日施行

湾外避難等の勧告・命令制度の適用海域



本制度を運用する海域は、東京湾、伊勢湾、大阪湾・紀伊水道、瀬戸内海中部及び瀬戸内海西部の5つの海域並びにこれらの海域に隣接する港となります。
※海上交通安全法の海域に接する港にも適用されます。
※東京湾では、湾内錨泊制限等がありますので、ご留意願います。

「瀬戸内海中部海域及び西部海域」(内海)における勧告内容



台風の規模や進路により、他の適用海域においても同様の勧告が発出される場合があります。

【湾外避難等の勧告】

①内海外避難

ただし、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く

②内海への入域回避

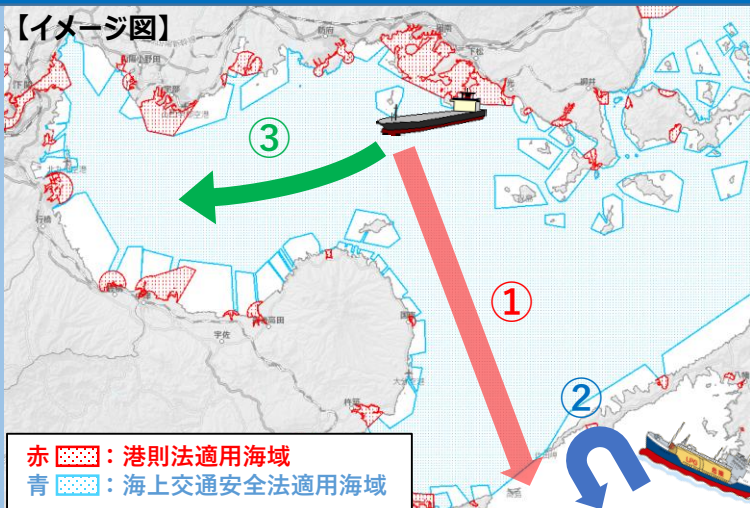
ただし、入域後、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く

③内海の安全な海域での避泊等

※避難先の海域については、船長等が、船舶の種類、大きさ、積荷の状況、台風の勢力、進路速度等を考慮して総合的に判断することとなります。

湾外へ避難させる必要があると認められる船舶に対しては、港外避難の勧告・命令に係る港長等の職権を海上保安庁長官が代行し、**対象港に在泊する対象船舶の港外避難と湾外避難等の勧告・命令を一体的に実施**

海上交通安全法適用海域に接する対象港内からの船舶避難を一体的に実施できる体制



【港外避難勧告】

■対象港外への避難

①内海外避難

ただし、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く

②内海への入域回避

ただし、入域後、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く

③内海の安全な海域での避泊等

※避難先の海域については、船長等が、船舶の種類、大きさ、積荷の状況、台風の勢力、進路速度等を考慮して総合的に判断することとなります。

■勧告対象港

瀬戸内海中部海域

兵庫県：明石港、東播磨港、八木港、姫路港、相生港、赤穂港、湊港、都志港、郡家港、富島港
 岡山県：日生港、片上港、鶴海港、牛窓港、西大寺港、小串港、岡山港、宇野港、日比港、琴浦港、味野港、下津井港、水島港、笠岡港
 広島県：福山港
 香川県：豊浜港、観音寺港、仁尾港、詫間港、多度津港、丸亀港、坂出港、香西港、高松港、志度港、津田港、三本松港、引田港、坂手港、内海港、池田港、土庄港、直島港
 愛媛県：今治港、吉海港、壬生川港、西条港、新居浜港、寒川港、三島川之江港、岡村港、宮浦港、伯方港、菊間港

瀬戸内海西部海域

広島県：尾道糸崎港、忠海港、竹原港、安芸津港、呉港、広島港、大竹港、土生港、重井港、佐木港、瀬戸田港、鯉崎港、木ノ江港、御手洗港、大西港、蒲刈港、厳島港
 山口県：岩国港、久賀港、安下庄港、小松港、柳井港、室津港、上関港、平生港、室積港、徳山下松港、三田尻中関港、秋穂港、山口港、丸尾港、宇部港、小野田港、厚狭港（※関門港については、福岡県に記載）
 愛媛県：三机港、長浜港、郡中港、松山港、北条港
 福岡県：関門港、苅田港（※中津港については、大分県に記載）
 大分県：中津港、別府港、大分港、佐賀関港

湾外避難等の勧告・命令制度の対象船舶

■長さ160m以上

自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー

■長さ200m以上

客船、フェリー、貨物船

■総トン数5万トン以上の危険物船

（液化ガス船を除く）

■総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

※ 上記4項目のうち、定期航路を運航する内航船舶・「平水」、「沿海」又は「限定近海」を航行する内航船舶は対象外



第五管区海上保安本部交通部航行安全課 078-391-6551
 第六管区海上保安本部交通部航行安全課 082-251-5111
 第七管区海上保安本部交通部航行安全課 093-321-2931



走錨事故防止
ポータルサイト